

ワーク・ライフ・バランス

一般事業主行動計画

事業の概要

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての、①計画期間②目標③その目標達成のための対策と実施時期を定めたものです。次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上の従業員を雇用する企業は、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出、公表、従業員への周知が義務付けられています。（労働者100人以下の企業は努力義務となっています。）

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは、職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために、①計画期間②数値目標③取組内容④取組の実施時期を定めるものです。令和4年4月1日から常時雇用する労働者が101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されています。また、自社の女性の活躍に関する状況について、常時雇用する労働者数301人以上の事業主は男女の賃金の差異を含めた3つ以上、101人以上300人以下の事業主は1項目以上選択して公表する義務があります。（労働者100人以下の企業は努力義務となっています。）

内 容

【次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画の策定】

ステップ1▶ 自社の現状や従業員のニーズを把握しましょう

行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、従業員のニーズを把握しましょう。

ステップ2▶ ステップ1を踏まえて行動計画を策定しましょう

ステップ3▶ 行動計画を公表し、従業員への周知を図りましょう

ステップ4▶ 行動計画を策定した旨を宮城労働局雇用環境・均等室へ届け出ましょう

行動計画を策定したら、策定の日からおおむね3か月以内に、「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第一号）を郵送、持参、電子申請のいずれかにより、宮城労働局雇用環境・均等室に届け出てください。なお、行動計画そのものを添付する必要はありません。

ステップ5▶ 行動計画を実施しましょう

行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組みましょう。

【女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定】

ステップ1▶女性の活躍に関する状況把握、課題分析

- 自社の女性の活躍に関する状況を把握してください。
- 把握した状況から自社の課題を分析してください。

課題分析にあたっては、まず基礎項目の状況把握、課題分析を行い、その結果、事業主にとって課題であると判断された事項については、選択項目を活用し、さらにその原因の分析を深めましょう。

ステップ2▶一般事業主行動計画の策定、社内通知、公表

ステップ3▶一般事業主行動計画を策定した旨の届出

行動計画を策定・変更したら、「一般事業主行動計画策定・変更届」(参考様式)を記載、郵送、持参、電子申請のいずれかにより、宮城労働局雇用環境・均等室に届け出てください。

ステップ4▶取組の実施、効果の測定

定期的に数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価しましょう。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話:022-299-8844

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/> (次世代法)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000614010.pdf> (女活法)